

## 滋賀県子ども若者審議会 第8回条例検討部会 議事概要

- 1 日 時 令和6年6月11日(火) 17時30分～19時30分
- 2 場 所 滋賀県庁本館2階 第2委員会室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、伊丹稔委員、植松潤治委員、北居理恵委員、崎山美智子委員、佐々木マリアナ春美委員、柴田雅美委員、田井中歩乃佳委員、田中洋一委員、中村凜之介委員、野田正人部会長、堀江昌史委員、山本一成委員、山本久子委員（五十音順）

### 4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は14名（定員17名）であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○野田部会長あいさつ

### ■「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の検討について

#### 【事務局説明】

事務局より資料1～3に基づき説明

(委員)

いいものができそうだなと嬉しく思っている。

5ページの子ども若者審議会の設置について、現状既に審議会は設置されていると思うが、どのような趣旨で書かれているのか。

(事務局)

現在は滋賀県附属機関設置条例に根拠を置いているが、新条例に設置根拠を移し、計画等のチェック機能を明示するものであり、新たに作るという意図ではない。

(委員)

細かい点だが、社会参画の推進と書かれている箇所と、促進と書かれている箇所があるので、どちらかに統一した方がいい。

(部会長)

事務局の方で検討いただきたい。

救済機関の自己発意による調査について、緊急の必要性がある場合に限定しないといけないのかどうか。緊急の必要性を前提とすると、委員会としてこれは緊急案件かどうかを議論する必要があると思うので、私の思いとしてはもう少し緩やかでもいいと思うが、どうか。内発的なものであるからこそ余計に縛らない方がいいのではないかと思う。

(委員)

部会長が言われたとおりかと思う。そこまで縛らなくても乱発するようには思えない。なぜここまで絞られているのかとは私も疑問に思っている。

（事務局）

埼玉県の規定を参考にしたものであるが、「緊急の」という要件は外しても支障ないと考える。

（部会長）

委員が自己発意の必要性があると判断した場合は、調査できるようにしていただきたい。

また、救済の申出の際に、子どもは申し出る意向があるけれども、保護者が止めに入るケースも考えられる。このシステムは子どもの意見をしっかりと聞くものであり、保護者はそれをサポートすることを求められるが、児童相談所のケースでも子どもの意向を止める方向で保護者が動くケースもある。子どもが自身の親について申し出るケースも想定されるので、子ども単独で申出ができるということが必要。

周知啓発の中で、子どもに分かりやすくという言葉を入れていただいているのはいいが、やはり県民とりわけその子どもと関わりのある大人にしっかりと周知するという方向性も認識していただく必要がある。平成18年に施行された現行条例では、当初県でパンフレットを作っていたが、数年で残部が無くなり、それからは追加で印刷されなかった。私の実感としても、子どもに関わる方々がこの条例をあまり知らない現状があるので、風化させないようお願いしたい。子どもの権利条約第3条にある子どもの最善の利益を考えるという対象が、司法、立法、行政の前に公私の社会福祉施設が掲げられており、子どもへのサービスを提供する人たちに第一義的にその責務を課している。そのことを念頭に置き、広報啓発、周知を考えていただけるとありがたい。

（委員）

確認であるが、「県は」という主語で書かれている箇所について、その県の中には教育委員会も当然入るという理解でいいのか。

（事務局）

県の中に教育委員会は含まれている。

（部会長）

子どもの人権という観点からすると、子ども若者部だけでなく教育委員会やそれ以外の部署とも複雑に絡むものだと思う。

（委員）

資料3については、わかりやすく整理していただいた。身近な人が子どもの声に対して応答できるかということについて、具体的にこの資料の中に書かれており、可能性のある内容になってきたかと思う。

先ほどの部会長が言われた周知に関して、パンフレットの配布やホームページの作成も周知ではあると思うが、1番重要なのはやはり人だと思う。子ども子育て応援センターの機能強化とされているが、その機能強化の中に、地域の中で子どもたちの声に応答するための人をサポートする機能やアドボケ

イターを含めた人材育成などにこの条例を役立てていくことが大事だと思うので、周知にもぜひ取り組んでいただきたい。

(委員)

委員が提供してくださった資料がとても興味深く、このような制度が滋賀でもできたら素晴らしいと思う。今後、子どもの権利委員会を立ち上げ、制度提案を検討していく中で積極的にそのような議論を深めていければいいと思う。

県だけでできることには限界があり、市町が関わらなければならないことは多くあると思うので、市町を巻き込んで県全体でやっていただきたい。例えばフリースクールについても、県の方で工夫いただき、支援していくとされているが、全ての県内市町と連携する必要がある。市町の中には、中核市もあれば小さな町もあるので、全てが独自に子どもの権利委員会のような仕組みを作れるわけではない。設置できないところは広域でやるのか、それとも代わりに県の方で引き取るのか。どうしても市町教委の所管する範囲もあり、何でも県が介入できる訳ではないと思うので、今後細かい点についても検討いただき、良いものにしていただきたい。

(部会長)

そういう意味では、権利委員会をとっても、本来的には市町が所管し責任を負う事案だが、県がバックアップしないといけないこともあるかと思う。条例に落とし込む際には、子どもの権利委員会を今後より良いものにバージョンアップしていくために、申出内容によってどのように動くか、改善の余地を残しながら前進させていかなければならない。どのように動くかを条例で縛りすぎるとおそらく回らなくなる。どのように条例で表現するかという課題はあるが、そのような点も期待せざるを得ない。

(委員)

私が申し上げたことで誤解を招いてはいけないので補足させていただくが、小中学校の問題について、まずは市町教育委員会が対応すべきものが多いと思うが、絶対に県が関われないというものではないと思っている。例えば、市町教育委員会に相談したけれども解決されない事案は、県が動くしかない。そのような県の対応は当然のものとして整理をしていただきたい。

(部会長)

条例の建て付けとして、そのような考えは必要。特に生活基盤に関わる部分は市町が介入するケースが多いので、条例とは別に定める運用規則などを適宜見直しながら実行に移していただきたい。このような仕組みを一から作るのは困難を伴うが、だからこそチャレンジしていいのができればと思う。他に御意見がないようなので、報告書案についての思いや強調したい点など一言ずつ御意見をいただきたい。

(委員)

私たち民間の子育て支援団体は、色々なアンテナを張って子どもたちを見守り、キャッチした子どもや保護者が抱える問題を公的機関につなげることが大事。また、県と市町と一緒にやるという点を条例で表現されることが大事だと思うので、よろしくお願ひしたい。

(委員)

子どもの意見表明を子どもに対してどのようにわかりやすく伝えていくかが大事。子どもが言えるようにならないと意味がないと思うので、どのように現場の方に伝えていくか。不登校の関係では教育機会の確保に関する法律があるが、現場の先生方には中々浸透していないという話も協議会の中で出てくる。条例や仕組みができた後の周知について、色々な手立てが必要と思う。子どもにどう伝えていくか。先生や民間の人たちにどう伝えていくか。そのような点でこれからの方がより大変だと思うが、よろしくお願ひしたい。

(委員)

これまでの検討が反映された良いものになったと思う。今後、共同親権などで想定される子どもが両親に挟まれた時に、本当の子どもの希望を聞き取れる、代弁できる仕組みが整うことに条例が活きるようになれば良い。なるべく広いチャンネルが用意されると良い。また、大人はパートナーリズムに陥りがちであることから、子どもの権利について学ぶ仕組みが整うことに条例が活けると良いと思う。

(委員)

多文化や多言語という単語が報告書に入っており安心しているが、どこまでを多言語として捉えるのかは疑問。また、全体を見た時に本当にいいものが出来上がっていると思いつつも、やはり多文化の視点は少し抜けているのではないかと感じているところ。ここで言う子どもに外国にルーツのある子どもがどれだけ入っているか。また、保護者の責務についても、何も言葉が通じない保護者がどこまで安心して成長できる環境を整えられるかということは課題として感じており、そのような視点が今後の議論の中でなされることを期待する。

(委員)

私は普段、長浜市の地域おこし協力隊として大学生と一緒に地域活動をしているが、子どもたちのために何かをしたいという思いを持つ大学生にも、今回の条例が届くようにしていただきたい。子どもの意見を聞くに当たっては、大学生のように歳が近いからこそできるコミュニケーションもある。

(委員)

アドボケイトについて、障害のある子どもなど意思を伝えるににくい子どもたちに対してその意思を汲み取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するということであるが、大事なものは、ただ代弁をするというより、その人に寄り添って傾聴をしていくこと。真剣に子どもたちの意見を聞いていくことは、私も相談員としての経験上大事だと感じている。子どもたちに寄り添うためには、子どもの言っていることを一生懸命聞くという姿勢を分かってもらう必要がある。アドボケイターの育成はすぐには困難だと思うが、どのように育成の推進に取り組むかが今度の課題。

(委員)

子どもの権利委員会の組織イメージ資料があるが、アドボケイターの存在やアドボケイターの養成のような仕組みも組み込まれるといいと思う。報告書に表現が統一されていない箇所があるので訂正していただきたい。

(委員)

本当にいい建て付けのものが出来上がったと思う。今後、実行していくという点が大きな課題になると思うが、コロナ禍で実際にあったような大多数を守るために1番弱い子どもが犠牲になることがないように、基本理念にある子どもの権利や個人として尊重されるという考え方が優先されるような施策や対応を行政にはしていただきたい。大多数の者を守るために弱い者は我慢していただきたいという発想は間違っていると思うので、基本理念を前提とした施策を展開する必要がある。

(部会長)

まさに人権の本質の話だと思うので、肝に銘じる必要がある。

(委員)

先ほど多言語に関する指摘があり、子どもの権利委員会の細かな運用は今後検討いただければと思うが、例えば通訳をどのようにされるかなど検討をお願いしたい。周知に関して、子どもの権利委員会が県と連携して訪問授業を実施するなど挙げているが、弁護士会としても今後連携できる部分はあると思う。学校への訪問授業は効果的と思うが、県内全校を回ることは難しい部分もあるので工夫はしないといけない。また、保護者や地域の方にも周知することは重要であり、まずはここにいる皆さんから動いてくださるといいかなと思う。

(委員)

意見には非言語も含まれるということを書いていることは大事だと思っており、保育の先生方は、子どもが喋れなくても、その子の思いだったり要求だったりを読み取って保育をしている。傾聴と代弁という話が先ほど出たが、そのような人が近くにいることによって子どもの権利が支えられると思う。乳幼児から民主主義を学んでいくことが大事と言われているのは、まさに自分自身に権利があると知り、応答してもらい、身近なことが少し変わっていくという経験を積み重ねていくことだと思う。そういう意味でも、この権利委員会を作るだけではなく、そこからアドボケイターのネットワークができ、そのような人が少しでも子どもの代弁や権利擁護をしやすくなるような仕組みになっていくと、裾野まで広がるいいものになると思う。このようなネットワーキングなども含めて、これからブラッシュアップしていただきたい。

(委員)

私は18歳から22歳の大学生とも関わりが深く、その子どもたちのことを思いながら議論に参加させていただいていたが、子どもの権利委員会の対象として18歳を超える場合も含めていただき安心した。この条例検討部会に参加させていただき、子どもの権利や子どもの意見、連携して支えていく仕組みということ勉強させていただき、民間の団体としてどのような役割を担うことができるかを考えていけないといけないと感じたところ。今後、条例の周知をどのように周知していくかという点について、私たちのような民間団体の方にも周知いただき、勉強会やワークショップなどを通じて社会に知れ渡ると子どもたちを見守る社会が形成されていくと思う。

(委員)

1年間議論し、私たちが思っていたものに近い形でとりまとめることができたと思う。この検討部会に参加するまでは既に子ども条例があるということも知らなかったということもあり、多くの人に今後新たな条例がどんどん広がっていけばいいと思う。広報に関して、色々な県からの案内を学校でいただく機会はあるが、他人事のように横に置いてしまうようなこともあるので、できれば紙の配布だけでなく言葉で伝えていただける機会があればいいと思う。

(部会長)

子どもの権利条約には広報周知の条文があり、政府も日本語と英語の冊子を作ったが、国連子どもの権利委員会からは、日本には30～40程度の言語を必要とする子どもたちもいるため不十分であるというような指摘を受けたことがある。今後様々な国から滋賀県に来られる方も増えることが見込まれる時代でもあるので、周知1つとっても色々と工夫していかないといけない。また、アドボケイトについては、現在、国の方からの要請されているのは福祉の狭い分野のみであるが、今回報告書に盛り込まれた多くの方々が子どもをしっかり応援する、伴走するような仕組み、また権利委員会の個別救済など、どのような建て付けで今後実のあるものにしていくかは、今後の課題として不断の努力が必要。将来に残る条例となるよう、事務局にはもうひと頑張りしていただきたい。本日いただいた御意見を踏まえた最終の取りまとめについては、私の方に預からせていただくという形よろしいか。

(委員)

(異議なし)

(部会長)

それでは、私と事務局で最終取りまとめた報告書案を審議会に諮りたいと思う。これまでの御協力に感謝申し上げます。

(以上)